

那福第4014号
令和2年4月13日

各医療機関
各介護サービス事業所 御中

那智勝浦町福祉課長 榎本 直子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

平素は、本町の介護保険行政にご協力を賜りありがとうございます。

さて、厚生労働省老健局老人保健課の「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」の通知に基づき、要介護認定の臨時的な取扱いを下記のとおりと致しますのでお知らせします。なお、この取扱いを終了するときは、改めて通知します。

記

1. 認定更新申請に係る調査

病院や介護保険施設等における介護認定の更新に係る認定調査について、認定更新申請を受けた場合は、当町より当該施設に連絡し、面会禁止等の措置が実施されているときは調査困難とし、認定期間を6ヶ月（最大12ヶ月）延長するものとする。

2. 新規申請及び区分変更に係る調査

面会等の禁止の対象となった病院や介護保険施設等においては、面会禁止等措置が解けた後に調査を実施し、申請から認定まで30日を超える場合には、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第11項ただし書きの「特別な理由」に該当するものとして取り扱うものとする。

ただし、緊急を要する理由があり認定調査を実施する必要があると認めた場合には、病院・介護保険施設等との協議のうえ、本町調査員、当該病院・介護保険施設等で感染予防の措置を講じ、認定調査を実施するものとする。

以上

【お問い合わせ先】

那智勝浦町役場 福祉課介護保険係
電話 0735-29-7039（直通）